

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月24日

京都市長 門川 大作

京都市規則第73号

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

附則第4項中「以後に交付し、又は同日に更新する」を「から平成20年3月31日までの間の交付又は平成19年8月1日の更新に係る」に、「とする」を「とし、同年4月1日に更新する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(受給者証及び認定証の更新の特例)

2 この規則による改正後の京都市老人医療費支給条例施行規則附則第4項に規定する受給者証及び認定証の更新については、同規則第4条第2項及び第3項並びに第10条の4第2項及び第3項の規定にかかわらず、所轄局長が定める。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)